

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第 10 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書管理指針を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 16 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第 10 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書管理指針を一部改正する。

令和 5 年 月 日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

公文書管理指針

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第 10 号。以下「公文書管理条例」という。）は、県の諸活動に関する公文書が県民共有の財産であり、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識に立って、公文書の管理に関する基本的な事項を定めること等により、その適正な管理を確保し、もって県行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としている。

本指針は、各実施機関における公文書の管理が公文書管理条例の規定に基づき適正に行われるよう定めるものであり（公文書管理条例第 10 条第 1 項）、また、各実施機関が公文書の管理に関する定め（以下「公文書管理規則」という。）を設けるに当たって参酌すべきものである（公文書管理条例第 11 条第 1 項）。

本指針においては、I（公文書等の管理に関する条例に基づく公文書の適正管理）の第 1（総則）から第 10（補則）までのそれぞれの冒頭で、社会全体の急速なデジタル化に対処しつつ、公文書管理規則に設けることが望ましい規定例を示すとともに、当該規定の趣旨及び意義、当該規定に基づく公文書管理の実務上の留意点等を示す。

各実施機関においては、公文書管理規則を設けるに当たって、本指針を参照するとともに、各実施機関におけるそれぞれの業務内容、取り扱う文書の性格、組織体制等を考慮し、当該実施機関における公文書の適正管理の実効性を確保する必要がある。

また、II（公文書の管理における電子化の徹底）においては、ICT を活用した業務改革を推進するため、電磁的記録による文書作成及び公文書保存を原則とするほか、電子決裁による意思決定の徹底や電子公印の導入など、公文書管理の電子化について、今後の取組の推進方針を示す。

目次

I 公文書等の管理に関する条例に基づく公文書の適正管理

- 第1 総則
- 第2 管理体制
- 第3 文書の作成等
- 第4 公文書の整理
- 第5 公文書の保存
- 第6 公文書ファイル管理簿
- 第7 移管等、廃棄又は保存期間の延長
- 第8 点検・監査及び管理状況の報告等
- 第9 研修
- 第10 補則

II 公文書の管理における電子化の徹底

- 第1 決裁手続の電子化の徹底
- 第2 作成文書及び保存公文書の電子化の徹底
- 第3 保存公文書の適正管理

I 公文書等の管理に関する条例に基づく公文書の適正管理

第1 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号。以下「公文書管理条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、〇〇における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公文書 〇〇の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真（文書、図画及び写真を撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、〇〇の職員が組織的に用いるものとして、〇〇が保有しているものをいう。ただし、公文書管理条例第2条第3項各号に掲げるものを除く。
- (2) 公文書ファイル等 〇〇における能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物にまとめたもの（以下「公文書ファイル」という。）及び単独で管理している公文書をいう。
- (3) 文書管理システム 電子計算機を使用して、文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事務の処理を行うためのシステムであって、総務部法務文書課長が管理するものをいう。

1 趣旨

公文書管理条例は、公文書管理条例第11条第1項の規定に基づき、実施機関における公文書の管理について必要な事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 公文書管理条例においては、公文書管理条例第2条第3項（公文書管理条例における「公文書」の定義）を基に、各実施機関における「公文書」の範囲が明らかになるよう「公文書」の定義を定めるほか、必要に応じて、「公文書ファイル等」、「文書管理システム」等の用語について定義を定め

るものとする。

- (2) 公文書管理条例第2条第3項の「公文書」の定義は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得して、「組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第1条第2項に規定する「公文書」と同じである。すなわち、職員が職務上作成し、又は取得した文書が全て「公文書」になるものではないが、職員が作成し、又は取得した文書が「組織的に用いるもの」となれば「公文書」に該当することとなる（組織共用性）。
- (3) どのような文書が「組織的に用いるもの」として公文書に該当するかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断すべきことと解されており、公文書管理・情報公開制度の趣旨に鑑み、「公文書」の範囲が狭く解釈されることがあってはならない。

【参考 組織共用性の考え方】

○行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）

第1 総則《留意事項》 平成29年12月26日一部改正による追加

どのような文書が「組織的に用いるもの」として行政文書に該当するかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要がある。

○平成22年12月7日閣議決定（内閣衆質176第213号）衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する再質問に対する答弁書

一般論としては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）において、どのような文書が「組織的に用いるもの」として行政文書に該当するかについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の場合と同様に、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要があるものと考える。

○逐条解説公文書等の管理に関する法律（第3版）宇賀克也

組織共用文書の判断基準は、アメリカの連邦情報自由法（FOIA）の対象記録の判断基準である「管理テスト（control test）」とほぼ同一である。すなわち、職員個人の便宜のために作成または取得したものか、上司の指揮等の下に作成または取得したか、もっぱら職員個人の利用に供されるにとどまっているか、他の職員や国民にも配布・回覧されたか、職員が個人的に管理し廃棄も個人でなしえる状況にあったか、組織の共用の書庫、サーバ等で保存され、職員個人の判断のみでは廃棄できない管理体制にあったか等を総合的に判断することになる。

3 公文書該当性の判断と保存期間の設定

- (1) 2のとおり、職員が職務上作成し、又は取得した文書は、課内協議などにより「組織共用性」を備え「公文書」に該当することとなる。すなわち、「組織共用性」を有していれば、「公文書」に該当するのであり、文書の内容（正確さ、重要性、必要度等）で公文書に該当するか否かが判断されるものではない。
- (2) 一方、公文書の内容は、公文書の保存期間を設定する上では重要な要素となる。

第4（公文書の整理）－6（保存期間の設定）のとおり、実施機関の意思決定に至る過程等を跡付け、又は検証するために必要な公文書及び歴史資料として保存すべき公文書は、公文書の類型に応じて1年以上の保存期間を設定しなければならず、それらに当てはまらない、別途、正本がある写しの文書、定型的・日常的な業務連絡文書等は保存期間1年未満の公文書となる。なお、保存期間1年未満の文書に該当するかは、慎重に判断しなければならず、安易に拡大して運用されることはあってはならない。

- (3) このように、個々の文書が公文書に該当するか否かの判断と公文書の保存期間の設定上の判断は異なるものであり、これらを混同することができないようにななければならない。

第2 管理体制

(総括文書管理者)

第3条 ○○に総括文書管理者1人を置く。

- 2 総括文書管理者は、○○をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 公文書ファイル管理簿（第16条第1項に規定する公文書ファイル管理簿をいう。第5条第3項第4号において同じ。）及び移管・廃棄簿（第17条第2項に規定する移管・廃棄簿をいう。第5条第3項第5号において同じ。）の調製
 - (2) 公文書の管理に関する必要な改善措置の実施
 - (3) 公文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設、改正又は廃止に伴う公文書の管理に関する必要な措置
 - (5) 公文書ファイル保存要領その他の必要な細則の整備
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

第4条 ○○に副総括文書管理者1人を置く。

- 2 副総括文書管理者は、○○課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、前条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 所掌事務に関する公文書の管理の実施責任者として、○○（本庁の課室又は地方機関の事務所等）ごとに文書管理者1人を置く。

- 2 文書管理者は、○○をもって充てる。
- 3 文書管理者は、その担任する事務に関する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 整理
 - (2) 保存
 - (3) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (4) 公文書ファイル管理簿への記載
 - (5) 保存期間満了後の移管等又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）
 - (6) 保存期間及び保存期間の満了する日の延長
 - (7) 管理状況の点検
 - (8) 公文書の作成の指示、公文書の整理その他公文書の管理に関する職員の指導

(9) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関し必要な事務

(文書主任)

第6条 ○○（本庁の課室又は地方機関の事務所等）に、文書主任1人以上を置く。

2 文書主任は、○○（副課長、班長又は主幹）をもって充てる。

3 文書主任は、その担任する事務に関する公文書の管理について、文書管理者の事務を補佐する。

(職員の責務)

第7条 職員は、公文書管理条例の規定に基づき、関連する法令並びに条例及び規則並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、公文書を適正に管理しなければならない。

1 管理体制の意義

- (1) 文書の作成、公文書の整理等の公文書の管理の事務は、実施機関内の組織の所掌事務の一環として行われるものであり、適正な公文書の管理を確保するためには、公文書の管理の体制は、所掌事務に係る組織体制と同様のものとして設けられる必要がある。
- (2) 旧文書管理制度（公文書管理条例制定前の文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号。以下「旧文書管理規則」という。）その他の実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）に基づく文書管理制度をいう。以下同じ。）においても本庁各課室長を文書管理責任者とするなど、課室等ごとに文書管理を行うことを原則としており、その原則は今後も維持されるべきである。
- (3) 一方、旧文書管理制度は、実施機関全体の適正な文書管理を確保するための体制が整備されていなかったため、各課室における文書管理の状況を把握し、取扱いに差異がある場合等、必要に応じて各課室に対して助言等を行い、又は実情に合わなくなつたルールの見直しを図るといった機能が十分でなかった。
- (4) 公文書管理条例に基づく公文書管理制度においては、実施機関全体の公文書の管理に責任を持つ体制を設け、適正な制度運用を確保し、常に制度改善に向けた取組がなされるようにする。

2 総括文書管理者

- (1) 総括文書管理者は、実施機関ごとに設置する。

- (2) 総括文書管理者は、当該実施機関の組織全体を総括する立場で公文書の管理に当たる者として適當と判断される者を充てる。
- (3) 知事部局においては、総務部長を充てる。
- (4) 総括文書管理者は、当該実施機関における公文書の管理を総括する立場から、公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製、公文書の管理に関する必要な改善措置の実施、公文書の管理に関する研修の実施、組織の新設・改正又は廃止に伴う必要な措置その他公文書の管理に関する事務の総括を行う。

「必要な改善措置の実施」には、公文書管理に関する通報の処理及び公文書の管理状況の監査が含まれる。

3 副総括文書管理者

- (1) 実施機関の組織が知事部局程度の階層構造を有する場合には、総括文書管理者を補佐する職として副総括文書管理者を置くことが望ましい。
- (2) 副総括文書管理者には、当該実施機関における文書管理を所掌する課室長を充てることを原則とする。
- (3) 知事部局においては、総務部法務文書課長を充てる。

4 文書管理者

- (1) 公文書の管理に関する責任の所在を明確にし、適正な公文書の管理を確保するため、公文書の管理の実施責任者として、文書管理者を位置付ける。
- (2) 文書管理者には、各実施機関の本庁組織においては各課室長を充て、各実施機関の地方機関においては当該地方機関の長を充てることを原則とする。ただし、組織の規模、業務内容、情報公開・個人情報保護に関する管理体制、情報セキュリティ対策に関する体制、執務室の状況等を踏まえ、任務を適切に果たし得る職員を総括文書管理者が指名することとしてもよい。
- (3) 知事部局においては、原則として、次のア、イ又はウに掲げる組織の区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる者（旧文書管理規則における「文書管理責任者」）を充てる。
 - ア 本庁（行政組織規則第2章の本庁） 工事検査室長、課長及び室長
 - イ 県民局及び県民センター 次に掲げる組織の長
 - (ア) 行政組織規則第75条に規定する室
 - (イ) 行政組織規則第75条の2に規定する事務所
 - (ウ) 消費生活センター、新温泉健康福祉事務所、但馬水産事務所、普及指導センター、土地改良事務所、土地改良センター及び六甲治山事務所
 - ウ 県民局及び県民センター以外の地方機関 地方機関の長

5 文書主任

- (1) 文書主任は、その担任する事務に関する公文書の管理について、文書管理者の事務を補佐するものとする。
- (2) また、文書主任は、公文書の整理の前段階として文書の受領手続を行わなければならない（第3（文書の作成等）－4（文書の取得）参照）。

6 職員の責務

- (1) 2から5までの職に該当するか否かにかかわらず、全ての職員が、公文書管理条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならないことは当然である。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条においては、法令や職務上の義務に違反したり職務を怠った場合の懲戒処分について規定されており、また、刑法（明治40年法律第45号）第258条において、公用文書等毀棄罪が規定されている。

7 県全体における解釈運用の統一性の確保

- (1) 国においては、複数の行政機関において共通する事務の処理に際し、文書の作成等、公文書の管理の取扱いに差異が生じることについて、批判を受ける事例も発生している。
- (2) 各実施機関における解釈運用の統一性を確保するため、必要に応じて、各実施機関の総括文書管理者による連絡調整会議を開催することが適切である。
- (3) また、実施機関共通のマニュアルや質疑応答集も作成する必要がある。

第3 文書の作成等

(文書作成の原則)

第8条 職員は、事務又は事業の処理に当たっては、公文書管理条例第4条の規定に基づき、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、法律若しくはこれに基づく命令、条例又は他の規則（以下「法令等」という。）の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により文書を作成することが規定されている場合、文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により文書を作成しなければならない。

(別表第1の事務に係る文書の作成)

第9条 職員は、別表第1に掲げる事務については、同表に掲げる事務の区分に応じ、同表に定める公文書の類型を参照して、文書を作成しなければならない。

(適切かつ効率的な文書の作成)

第10条 職員は、文書の作成に当たっては、その内容について、複数の職員による確認を経る等、文書の正確性を確保するよう努めなければならない。

2 職員は、文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）その他の総括文書管理者が示す基準に従い、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に作成しなければならない。

3 総括文書管理者及び文書管理者は、文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報を職員の利用に供する等の方法により、職員による適切かつ効率的な文書の作成に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

(文書の取得)

第11条 文書主任は、職員が職務上取得した文書について、受領した日付を後日検証する必要が生ずると認められる場合には、紙の文書への受領印の押印、電磁的記録である文書の文書管理システムへの登録その他の方法によ

り、当該文書の受領の処理をしなければならない。

1 文書作成義務の対象等

(1) 旧文書管理規則では、「事案の処理に当たって最終的な意思の決定を受ける場合」の職員の文書作成義務が定められているが、最終的な意思の決定に至るまでに繰り返される会議、協議、説明等に係る文書について作成義務が課されているわけではない。

しかし、実務においては、従来から、最終的な意思の決定を受ける決裁文書だけではなく、会議、協議、説明等に係る文書が作成されており、これらの文書は、意思の形成過程で必要な文書(以下「意思形成過程文書」という。)として職員により作成されているものである。

(2) すなわち、旧文書管理規則は、決裁文書というフォーマルな文書を主な対象として定められており、そこに至るまでの過程で作成される意思形成過程文書については、それが公文書として作成されるべくして作成される文書なのかどうかという法的位置付けを明らかにしていなかった。

(3) 公文書管理条例第4条は、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、
①当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び②当該実施機関の事務・事業の実績について、これらを跡付け、又は検証することができるよう文書の作成を義務付けている。

(4) 「意思決定に至る過程」を残すということは、意思決定に至る過程において重要である交渉記録、会議録等を保存することであり、例えば、複数の案が検討されたのであれば、複数の案から1つの案の採用に至る議論の過程が分かるように協議資料や会議録を保存することである。

(5) 公文書管理条例の施行後は、従前から実務的必要性ゆえに作成されてきた意思形成過程文書は、公文書管理条例に基づき作成されるべき文書ということになるし、仮に事案の処理において意思形成過程文書を作成せずに事案の処理をしてきたケースがあるとすれば、公文書管理条例施行後の事案の処理に当たっては、意思形成過程文書を作成しなければならないことになる。

(6) また、「事務及び事業の実績」に関する文書の作成については、許認可事務、福祉給付事務、相談事務、補助金事業、公共事業等、県の機関の諸活動の成果としてこれらの事務又は事業の実績を適当と認める段階で文書化することである。

(7) 歴史的緊急事態(県及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、県民の生命、身体、財産に大規模かつ重大

な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に県全体として対応する会議その他の会合については、将来の教訓として極めて重要であり、記録を作成しなければならない。

- (8) 職員は、法令等の定めにより紙媒体（指針第8条第2項に定める「書面等」のことをいう。以下同じ。）での作成が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合、辞令や賞状の作成などにおいて手書きによることがふさわしい場合等を除き、電磁的記録により作成しなければならない。

2 公文書として管理しなければならないものの範囲

- (1) 文書作成義務に基づき作成された文書は、「公文書」として管理しなくてはならない。
- (2) 「処理に係る事案が軽微なものである場合」は、公文書管理条例第1条の目的を踏まえ、厳格かつ限定的に解される必要がある。すなわち、①事後に確認が必要とされるものではないこと、②文書を作成しなくとも職務上支障が生じないこと、③当該事案が歴史的価値を有さないような場合であること、④当該事案が政策判断や県民の権利義務に影響を及ぼすような場合でないことの全てに該当する必要があり、例えば、所掌事務に関する単なる照会に対する応答、内部における日常的業務の連絡、打合せなどが考えられる。
- (3) 職員が自己の執務の便宜のために保有している写し、職員が起案の下書きをしている段階のメモ等は、組織共用性を有しないために公文書には当たらない。原本である公文書との紛れの防止、ストックレス等の観点から、このような個人的な執務の参考資料の保有は必要最小限のものとすべきである。
- (4) 当初は職員個人が職務上のメモとして保有している文書であっても、その後の状況で公文書として取り扱う必要が生ずるという場合も考えられる。のような文書は、その時点から公文書として管理すべきである。
- (5) 通知、照会、連絡等を電子メールで行った場合等、電子メールの内容を公文書として管理する必要がある場合には、当該電子メールの内容を適切な媒体により公文書として適切に保存することが必要である。

3 別表第1の事務に係る文書の作成

- (1) 公文書管理条例第4条各号により文書の作成が義務付けられている事項その他の各実施機関に共通する事務については、一連の業務プロセスにおける同種の文書が同一の取扱いとされるよう、別表第1において当該事務のプロセスに係る文書を類型化することとする。各実施機関においては、この別表第1に、各実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた当該実施機関

を通じた事務を適宜追加するなどして、公文書管理規則の別表（事務の区分ごとに公文書の類型を定める表）を定めることが適切である。

- (2) 職員は、(1)の事務については、当該事務の経緯に応じ、公文書管理規則の別表の公文書の類型を参照して、文書を作成しなければならない。

4 適切かつ効率的な文書の作成

- (1) 公文書の作成に当たっては、その内容の正確性を確保するため、原則として、決裁、供覧等を通じて複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認する。
- (2) 総括文書管理者が示す公文書の作成に当たって職員が従うべき基準は、次のとおりとする。
- ア 常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）
 - イ 現代仮名遣い（昭和 61 年内閣告示第 1 号）
 - ウ 送り仮名の付け方（昭和 48 年内閣告示第 2 号）
 - エ 外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 2 号）
 - オ 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
 - カ 法令における漢字使用等について（平成 22 年 11 月 30 日内閣法制局長官決定）
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、総括文書管理者が定める基準
- (3) 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等については、電子掲示板に掲示して職員の利用に供する等、職員が適切かつ効率的な文書の作成をすることができるよう、総括文書管理者及び文書管理者が必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 文書の取得

- (1) 公文書の要件である文書の取得の時点は、実施機関の職員が実質的に取得した時点であり、必ずしも、受領印の押印、文書管理システムへの登録等の手続的な要件を満たした段階ではない。
- (2) しかし、適正な行政手続及び公文書の管理を確保するためには、受領した日付を後日確認する必要が生じると認められる文書については、受領印の押印、文書管理システムへの登録等の受付手続により、実質的に取得した日付及び取得した時点における文書管理者を後日確認できるようにしておく必要がある。
- (3) 文書の受付手続は、実質的な取得と同時に、又はできる限り近接した時にとられることが望ましく、かつ、一定の責任を持って行われるべきことから、文書主任の義務とする。

(4) なお、第8条第2項において、電磁的記録による文書の作成を原則としており、県民等から取得する文書も電磁的記録によることが望まれるが、紙媒体での提出を拒否することがあってはならない。

第4 公文書の整理

(公文書ファイル)

第12条 文書管理者は、単独で管理することが適當であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめなければならない。

(公文書ファイル等の分類)

第13条 文書管理者は、所掌事務の性質、内容等に応じて、その管理する公文書ファイル等の分類に関する基準（以下「分類基準」という。）を定め、当該分類基準に従い、公文書ファイル等を分類しなければならない。この場合において、別表第1に掲げる事項に係る公文書ファイル等については、同表に掲げる事務の区分に応じ、同表に定める公文書の類型を参照して分類するものとする。

2 文書管理者は、分類基準を定め、又は変更したときは、総括文書管理者に報告しなければならない。

(名称及び保存期間等の設定)

第14条 文書管理者は、公文書ファイル等に分かりやすい名称を付し、公文書ファイル等に保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。この場合において、別表第1に掲げる事務に係る公文書ファイル等については、同表に定める保存期間の設定基準に従い、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 文書管理者は、次に掲げる公文書ファイル等については、1年以上の保存期間を設定しなければならない。

- (1) 実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を跡付け、又は検証するために必要となる公文書ファイル等
- (2) 公文書管理条例第5条第5項の規定により同項に規定する保存期間満了後に一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき公文書ファイル等

3 公文書ファイル等の保存期間の起算日は、公文書ファイル等を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが適當であると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

4 前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間と

する公文書ファイル等については、適用しない。

1 公文書の分類の意義

- (1) 公文書を適切に分類することは、担当職務の適正かつ効率的な遂行、公文書公開請求への対応等において、対象公文書を効率的に検索することを可能にし、これが事務効率を高めることはもちろんである。公文書の適切な分類がなされなければ、職員の思考の整理と事務の整理、職員間での必要な情報の共有、有効な情報の活用等を図ることができず、最適な意思決定も望めない。
- (2) さらに、ＩＣＴを活用した業務改革、作成文書及び保存公文書の電子化の徹底、これらによって期待されるペーパーレス、省スペース等、県行政の効率的な推進のためには、公文書が適切に分類整理されていることは、必要不可欠な前提条件となる。
- (3) 公文書の分類については、旧文書管理制度においても、職員が作成し、又は取得した文書は、文書取扱責任者（各課室の庶務を担当する班長等）が定める基準に従い分類することとされてきた。
- (4) しかし、この基準に従って一の公文書ごとに全て文書管理システムに登録するという原則は、必ずしも決裁を経ないで使用される会議資料、実務的に文書番号を探る必要のない決裁文書等にまで徹底することができなかつたため、結果的に、文書管理システムに登録されていない紙文書（紙媒体により保存している文書をいう。以下同じ。）であって、分類基準が不明確なファイルが多く存在する状態が生じてしまった。
- (5) また、総務事務、税、福祉、債権管理、公物管理等の各分野におけるシステムの整備も進んだため、全ての公文書を文書管理システムにより分類するという原則は、実情に即さなくなっている。
- (6) そこで、公文書管理条例制定を機に、これらの反省点や現状を踏まえ、文書管理者は、紙・電磁的記録という媒体の種別や使用するシステムの別を問わず全ての文書が、共通の基準によって分類整理がされるよう、分類基準を設定することとするものである。文書管理者は、その担任する事務及び事業の性質、内容等に応じて、その管理する公文書ファイル等に係る分類基準を定め、これに基づいて公文書ファイル等を分類しなければならない。
- (7) 文書管理者が定めた(6)の分類基準は、各課室における公文書ファイル等が、どのような体系に従って管理されているかを示すものであり、職員にとっても公文書ファイル等の検索がしやすく、業務の効率化に寄与するものである。紙文書ファイルを収納する書架・ロッカーの配置や、電子文書（電磁

的記録により保存している文書をいう。以下同じ。) を保存する フォルダ等も、同じ 分類基準によって整理されることが望ましい。

2 分類基準の設定

- (1) 文書管理者は、課室の所掌事務（行政組織規則、部の事務概要等）、班構成（各課室事務分掌表）、現行文書管理システムの分類体系等を参考に管理する公文書ファイル等に係る分類基準を設定するものとする。
- (2) 分類基準は、大中小の三段階の分類とし、別表第1に掲げる事項に係る公文書ファイル等については、同表を参照して分類を定めるものとする。

3 公文書ファイル（小分類）のファイリング方法

(1) 公文書の整理方法

本県においては、公文書の整理については、従来から概ね次のような方法が採用されている。

所掌する事務の性質、文書管理者が定めた分類基準等を考慮して、効率的な事務の推進と公文書の検索が可能な方法を選択し、公文書をファイリングする必要がある。また、ある事務について従来から一定の方法が採用されている場合においては、一貫性が尊重されなければならない。

方法	内容
主題別整理 (内容別整理)	文書に記録されているテーマ・内容別に公文書ファイルを整理する方法 (ファイル標題例：〇〇推進運動、〇〇推進月間)
一件別整理 (案件別整理)	工事、訴訟等のように1事案の処理の開始から終了までを1つの公文書ファイルに整理する方法 (ファイル標題例：〇〇堰堤改修事業、〇〇処分取消請求事件)
相手先別整理	契約、許認可、監督処分等の相手方別に公文書ファイルを整理する方法 (ファイル標題例：〇〇法人〇〇協会、〇〇協同組合、氏名〇〇〇〇)
形式別整理	標題又は形式が定型化されている文書を標題又は形式別に整理する方法 (ファイル標題例：出勤簿、超過勤務命令簿、〇〇契約書)

(2) 公文書ファイルの作成単位

ア 公文書ファイルは、保存期間の起算日及び満了日の設定がしやすく、迅速な所在検索や効率的な整理・保存の観点からも、年度ごとにまとめることを原則とするが、事務の性質からこれにより難い場合は、暦年、事業年

度、事業の始まりから終わりまで等でまとめることもできる。この点、旧文書管理制度からの変更はなく、公文書ファイルの作成単位をまとめると概ね次のとおりとなる。

区分	内容	ファイル完結 →保存期間の起算
年度完結 ファイル	4月から翌年3月まで（暦年によるときは、1月から12月まで）の間に作成・取得をした文書をファイリングする方法	年度末でファイル完結 →翌年度初日から保存期間を起算
年度累積 ファイル	訴訟事件、ケース処遇、工事施工のように1つの事案処理の開始から終了までの間に作成・取得をした文書をファイリングする方法	事案処理の終了した日の年度末でファイル完結 →翌年度初日から保存期間を起算
常時使用 見直しフ ァイル	台帳、例規集のように常時使用する文書をファイリングする方法	ファイルは完結せず、保存期間の起算・満了がない。

- イ 年度累積ファイルについては、独立した複数の個別案件に係る公文書（例：事業者等への貸付金について、保存期間を「完済に係る特定日以降5年」と定めている場合）を、作成・取得年度で区切らず、一つの公文書ファイルにまとめて管理することができる。この場合、新たな個別案件が生じた場合（例：新規の貸付案件）には、当該案件に係る公文書をこの公文書ファイルにまとめることとなる。また、個別案件の終了等（例：貸付金の完済）により、それぞれの個別案件に係る公文書の保存期間が確定することとなるから、保存期間が確定した公文書については、元の公文書ファイルから抜き出して、新たに作成した別の公文書ファイル（例：令和〇年度貸付金完済）にまとめて管理することができる。
- ウ 一つの公文書ファイルは、必ずしも一つのファイリング用具に格納されているわけではない。一つの公文書ファイルを複数のファイリング用具を用いてまとめる場合は、その個数を適切に管理し、背表紙に分冊表示（1/3、2/3、3/3等）する。
- エ また、複数の公文書ファイルを一つのファイリング用具に格納する場合は、公文書ファイルごとに区分けするなどして、明確に識別できるようにしておく。

(3) ファイル化のタイミング

ファイル化の方式は、「公文書ファイル」にまとめるタイミングにより、以下のとおり「随時ファイル方式」と「事案完結時ファイル方式」とに大別

される。

ア 随時ファイル方式（文書を作成し、又は取得した段階で随時ファイル化する方式）

職員が担当事務に係る文書を自ら直ちに分類するもので、公文書ファイル（小分類）名、作成年度、保存期間及び保存期間の満了する日、どの分類に属するかの情報等をあらかじめ記載したファイリング用具に、個々の公文書を随時格納することによりファイル化する。文書管理システムにおいては、個々の電子文書が、分類の名称、保存期間及び保存期間の満了する日等の情報とともに同システムに登録され、その小分類が1ファイルとみなされることになるが、これもこの方式に該当する。

迅速な所在検索や効率的な整理・保存の観点から、本方式の方が望ましい。

イ 事案完結時ファイル方式

一定の事案処理が完結した段階でファイル化する方式である。

一定の事案処理が完結した後、相互に密接な関連を有する公文書について、紙文書の場合はファイリング用具により、電子文書の場合は文書管理システムにより、一の集合物（公文書ファイル）にまとめる。その際に公文書ファイルとしての名称、保存期間及び保存期間の満了する日を設定する。

4 名称の設定

公文書ファイル等の名称の設定については、当該公文書ファイル等の内容を端的に示すような、分かりやすい名称とする。

(1) 大分類及び中分類の名称と合わせ読めば、公文書ファイルや当該公文書ファイルに含まれる公文書を容易に検索することができるよう端的に記載する。

（例：「第〇回会議配付資料」（大分類「公文書管理」、中分類「公文書管理委員会」）

(2) 特定の担当者にしか分からない表現・用語（略称、業界用語等）は使用せず、具体的なプロジェクト名や地域名を盛り込むなどして、他の職員や一般県民にも容易に理解できる表現・用語とする。

（適切でない例：「〇〇市協議案件」「TM会議配付資料」「Y氏苦情案件」）

(3) あまり意味をもたない用語はできる限り用いない。

（例：「～文書」、「～書類」、「～ファイル」、「～綴」、「～雑件」、「～関係資料」、「その他～」）

5 保存期間の設定基準

- (1) 別表第1においては、各実施機関に共通する事務に係る公文書について、事務の区分、公文書の類型及び具体例並びにこれに対応する保存期間の設定基準を示している。
- (2) 各実施機関においては、必要に応じ、その事務及び事業の性質、内容等に応じた当該実施機関における事務の区分、公文書の類型及び保存期間の設定基準等を追加して、公文書管理規則の別表(保存期間の設定基準を定める表)を定めるものとする。
- (3) 各実施機関においては、実施機関内の組織に共通する事務については、できる限り、公文書管理規則の別表に、当該事務に係る公文書の類型と保存期間の設定基準を定め、保存期間の設定の統一を図らなければならない。
- (4) 文書管理者は、公文書管理規則の別表(保存期間の設定基準を定める表)に掲げる事務に係る公文書ファイル等については、これに従い保存期間及び保存期間の満了する日を設定する。
- (5) 一方、公文書管理規則の別表に類型及び保存期間の設定基準が定められていない公文書ファイル等については、各文書管理者が独自に保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。この場合においては、文書管理者は、同表に掲げられる類似の文書との整合等を考慮し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することが適当である。

6 保存期間の設定

- (1) 文書管理者は、次に掲げる公文書については、1年以上の保存期間を設定しなければならない。
 - ア 実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を跡付け、又は検証するために必要となる公文書
 - イ 公文書としての保存期間満了後に一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき文書
- (2) 保存期間を1年未満とすることができる文書の類型は、概ね次のとおりである。
 - ア 別途、正本・原本が管理されている公文書の写し
 - イ 定型的・日常的な業務連絡等
 - ウ 出版物や公表物を編集した文書
 - エ 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - オ 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - カ 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

キ 文書管理者において、保存期間を1年未満と設定することが適當なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

- (3) 例えば、趣旨を変えない程度の表現の変更、形式的な字句の修正等、意思決定に与える影響がなく長期間の保存を要しないと判断される文書については、「合理的な跡付けや検証に必要となる文書」に該当しない。
- (4) 「明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書」とは、例えば、日付の誤りや誤字脱字が含まれることのみを理由に修正が行われた場合の修正前の文書、業務上の必要性を誤解して集計した資料等がこれに該当する。公文書管理条例第4条の趣旨を踏まえ、安易に拡大して解釈されることがあってはならない。
- (5) 実施機関内の複数の部署で同じ公文書を保有する場合、責任をもって正本・原本を管理する文書管理者が明確である場合には、正本・原本以外の写しの文書については、その業務の必要性に応じ、正本・原本より短い保存期間とすることができます。
- (6) (2)キの「文書管理者において、保存期間を1年未満と設定することが適當なもの」が安易に解釈されてはならないのはもちろんであり、「業務単位で具体的に定められた文書」である必要がある。
- (7) 公文書ファイル管理簿については、職員が業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書（常用文書）であるため、別表第1の6－(6)の項のとおり無期限とする。
- (8) これと同様に、事案の発生や変更等に伴い、記載事項が隨時、追記・更新される台帳や、法令の制定又は改廃等に伴い、隨時、追記・更新される法令集等、職員が業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書（常用文書）については、保存期間を無期限と設定すべきである。
- (9) これらの常用文書についても、公文書ファイル管理簿への記載が必要である。保存期間欄は、「常用」、「無期限」等と記載する。
- (10) 公文書の保存期間の設定基準による保存期間の設定は、公文書管理条例第5条第1項又は第3項に基づき行うものであるため、公文書管理条例の施行日（令和2年4月1日）以後に、作成し、取得する公文書又は同日以後にまとめる公文書ファイルについて行うべきものである。
- (11) 公文書管理条例の施行前に作成し、取得した公文書又はまとめられた公文書ファイルについては、新旧制度による保存期間設定の整合性、適正管理等の点から、新旧いずれか長い方の保存期間に合わせることが望ましい。

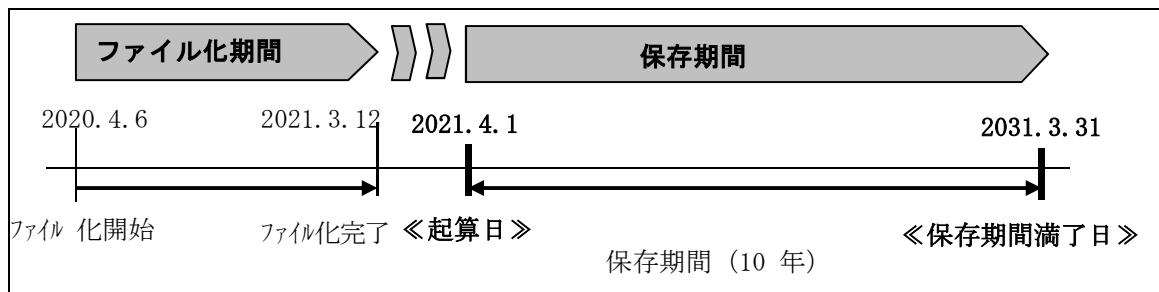
7 保存期間の満了する日の設定

- (1) 保存期間の満了する日は、保存期間の起算日から起算して設定する。

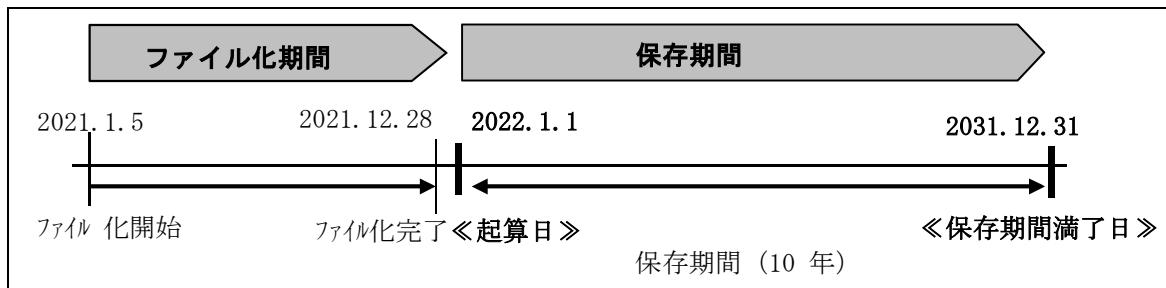
- (2) 保存期間の起算日は、迅速な所在検索や効率的な整理・保存の観点から、翌年度の4月1日起算を原則とする。これにより難い場合は、その他の日を起算日とすることができますが、文書作成取得日から1年以内の日を設定すべきである。
- (3) 起算日及び保存期間満了日の例は、以下のとおりである。

【保存期間 10 年の公文書ファイルの起算日及び保存期間満了日の例】

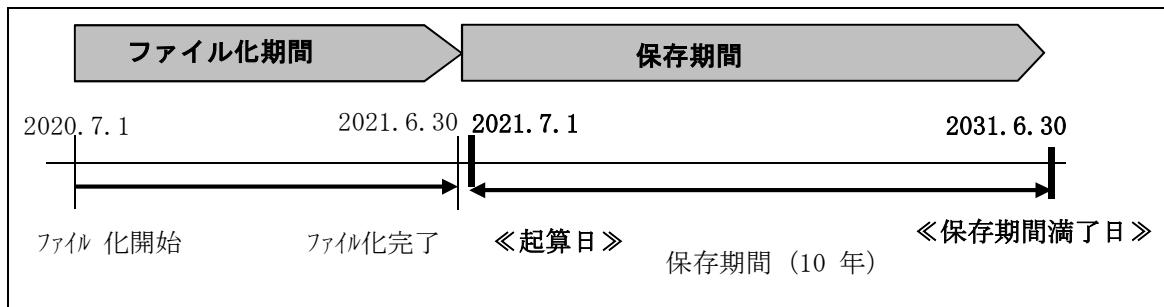
①原則（4月1日起算）



②暦年



③事業年度



- (4) 例えば、保存期間を「許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年」等と設定した文書及び常用文書の保存期間の起算日及び保存期間満了日の設定については、具体的には、以下のとおりである。
- ア 起算日は当初「未定」としておき、具体的に保存すべき期間が確定した

段階で特定日（＝起算日）を具体的に設定する。保存期間満了日についても当初「未定」としておき、起算日が具体的に設定された段階で具体的に設定する。

イ 常用文書については、台帳作成日の翌日などを起算日として設定し、保存期間満了日は常用の間は「なし」と設定する。

8 公文書ファイル管理簿への記載

- (1) 各々の職員は公文書ファイルをまとめたときは、分類の名称等を隨時、公文書ファイル管理簿の様式に仮記載（進行中の事務に係るものは仮分類での整理となる場合がある。）しておく。
- (2) 公文書ファイルは年度ごとにまとめることを原則としていることから、文書管理者は年度末の時点で保有している公文書ファイル等の現況が公文書管理条例及び公文書管理規則に従い正確に公文書ファイル管理簿の様式に記載されているかを確認し、その内容を確定する。
- (3) 公文書ファイル管理簿の様式例については、第6（公文書ファイル管理簿）－4（公文書ファイル管理簿の様式例）を参照のこと。

第5 公文書の保存

(保存)

第15条 総括文書管理者は、実施機関が保有する公文書ファイル等の適切な保存に資するよう、公文書ファイル保存要領を定めるものとする。

- 2 公文書ファイル保存要領には、記録媒体に応じた公文書の保存場所、保存方法その他公文書の適切な保存を確保するための措置を記載しなければならない。
- 3 文書管理者は、公文書ファイル等を、公文書ファイル保存要領に従い、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。
- 4 文書管理者は、法令等の規定において書面等により公文書を保存することが規定されている場合、公文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により公文書を保存しなければならない。

1 公文書保存の原則

- (1) 定められた期間にわたり公文書ファイル等を、内容の真正性を維持しつつ、適正な利用が可能となるよう、技術、システム、運用ルールの三要素において、多面にわたる適切な措置を講じ、当該措置については、技術や環境の変化を踏まえた上で、常に適正であるよう、適宜見直すものとする。
例えば、記録媒体には技術的にデータ保持の有効期限が存在し、また、読み出し装置が供給されなくなるなどの事態が予想されるので、記録媒体の変更など必要な措置を講じて、常に利用可能な状態を維持するものとする。
- (2) 公文書の電子化により、電子化に由来するリスクとして、痕跡を残さない改ざん、同一のデータ複製、インターネットなどを介した大規模な拡散もあり得る。公文書の電子化においては、これらのリスクを回避することが必須であるが、そのためには、技術、システム、運用ルールの三要素において、機密性、完全性、可用性の観点から適正な水準を設定し、その水準を達成する努力を継続する必要がある。
- (3) また、電子文書の場合は、真正性を保証しつつバックアップを作成するものとし、バックアップの保管場所も、物理的・電磁的侵入を受けない、災害などの影響を受けないように、技術や環境の変化も考慮して適切に見直すものとする。

2 公文書ファイル保存要領

総括文書管理者は、各実施機関の組織体制、執務室のレイアウト、事務机、書棚、書庫等の状況、使用する業務システムの種類等も踏まえ、保存期間満了日までの適切な保存を行うための要領（公文書ファイル保存要領）を作成するものとする。

公文書ファイル保存要領のモデルを以下に示す。

公文書ファイル保存要領

（総論）

- 1 文書管理者は、その管理する公文書ファイル等について、記録媒体及び保存場所を明らかにしておかなければならない。
- 2 文書管理者は、定められた期間にわたり公文書ファイル等を良好な状態で保存し、真正性を確保するため、公文書ファイル等の記録媒体及び保存場所を適切に見直さなければならない。

（紙文書の保存）

1 公文書ファイルへの背表紙表示

(1) 検索性の向上のため、ドッチファイル等には、その公文書ファイルの名称、分類、保存期間及び保存期間が満了する日等の情報を記載した統一様式の背表紙を貼付する。分類ごとに背表紙の色を変える等の工夫が望ましい。

(2) 事案の処理過程で分類が判然としないため、背表紙を貼付できないファイルも一定数生ずることになるが、整理された公文書ファイルと背表紙のない未整理ファイル又は職員個人保有ファイルがどれだけあるのかを可視化することが重要である。

2 書棚の配置及びファイルの配列

書棚の配置及びファイルの配列についても、分類基準に応じたものとする。

3 職員個人の執務文書ファイル

個人的な執務の参考資料は、共用のキャビネット、書棚等には置かず、職員各自の机の周辺のみに置くことを徹底する。将来、利用する可能性があるとして、膨大な量の文書を個人的に所持している場合（これまで担当した業務に係る文書を段ボールに梱包して机の周辺に置いている場合、机の上に膨大な量の文書を積み重ねている場合等）は、組織内の文書の共有化等を図ることにより改善すべきである。

4 集中管理

〇〇〇〇（知事部局本庁舎）においては、保存期間が1年を経過した公文書ファイルについては、原則として執務室から全庁共用文書庫に移動する（ファイルの利用頻度は、時の経過に伴い減少するはず）。

5 その他

ＩＣＴを活用した業務改革を推進するため、執務室における紙文書の保有は必要最小限とし、保存文書の電子化を進めるとともに、公文書ファイルの保存場所の明確化、公文書ファイル等とそれ以外の文書の区分の明確化、効率的な集中管理を徹底する必要がある。

(電子文書の保存)

1 公文書等を保存する フォルダ

- (1) 本庁知事部局等で課室等ごとに設けられている 共有フォルダや、文書管理システム等のシステム内のデータベースなど公文書等を保存するフォルダ（以下「公文書等保存 フォルダ」という。）の文書分類は、文書管理者が定める分類基準によることが望ましい。
- (2) 紙文書を公文書の原本としている場合においては、(1)の公文書等保存 フォルダに保存されているデータは、紙の公文書の原稿データである場合が多いと考えられるが、原稿データであっても、公文書等保存 フォルダで共有されている以上、組織的に共用されている文書として「公文書」に該当する可能性が高い。
- (3) (2)の理解を前提に、公文書等保存 フォルダ内のデータは、事案処理の進捗に従い、適宜整理すべきである。
- (4) 電子文書を公文書の原本・正本として保存する場合には、その真正性を確保するため、他の電子文書 フォルダと区別したフォルダに保存し、情報セキュリティの要素である、機密性（フォルダへのアクセス制御、文書の暗号化など）、完全性（改ざん防止のためのアクセス制御、改ざん検知のための電磁的処理など）、可用性（適切な見読性の維持、バックアップの作成など）において適切なレベルの取り扱いを適用し、適正な利用環境を整備する必要がある。

【参考 情報セキュリティに関する用語について】

1 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

2 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

3 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日 総務省策定）より）

2 職員個人の電子文書

職員の個人的な検討段階のドラフト文書、執務の参考資料等については、個人用フォルダに保存し、公文書等保存フォルダに保存するないようにしなければならない。

3 電子メール

職員個人のアドレスでやりとりした電子メールであっても、意思決定過程又は事務・事業の実績の合理的な跡付け・検証に必要となる公文書として管理すべき場合がある。そのような電子メールについては、保存責任者を明確にするため、紙に出力して保存するか、公文書等保存フォルダに保存する必要がある。

3 スキャナ等を利用して紙媒体の公文書を電磁的記録に変換する場合の留意点

(1) 紙媒体で取得した公文書については、適切にスキャナ等で読み取ること等により、次の場合を除き、電磁的記録に変換し、当該電磁的記録の文書を正本として管理することができる。

- ア 法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合
- イ 歴史文書等の資料・記録としての価値を維持する上で不可欠な場合
- ウ 電子化によって業務が複雑化・非効率化する場合
- エ 法令による義務付けに基づき押印又は自署が行われており、紙媒体での管理が適当であると考えられる場合

(2) (1)により電磁的記録に変換する前の紙文書は、第4-6-(2)アの「別途、正本・原本が管理されている公文書の写し」に該当するとして、保存期間を1年未満と設定できる。

(3) 媒体変換の作業に当たっての留意点については、概ね次のとおりである。

ア 電磁的記録への変換後、可能な限り、変換と同時期において、原本・正本としての真正性の維持に必要な電磁的処理（暗号化、改ざん防止コードの付与、電子署名の付与など）を適用した上で、速やかに、安全な環境に設置された公文書等保存フォルダに保存するようにする。

イ 原本・正本として十分な見読性が維持されるような解像度（300dpi以上が適当だが、文書の性質や見読性に応じて200dpi以上での対応も可能）により、スキャナ等での読み取り等を行い、適切なファイルフォーマット（PDFなど）で保存を行う。

ウ 多色刷りの公文書は、色付けの意味、見読性等を勘案し、原則として、フルカラー（RGBカラー）で読み取り等を行う。ただし、多色での保存が原本・正本としての機能に不要である場合は、白黒又はグレースケールで読み取り等を行うことも可能である。

第6 公文書ファイル管理簿

(公文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第16条 総括文書管理者は、実施機関が保有する公文書ファイル等に係る次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）を調製しなければならない。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所
- (7) 文書作成取得日の属する年度
- (8) 文書作成取得日における文書管理者
- (9) 保存期間の起算日
- (10) 媒体の種別
- (11) 公文書ファイル等に係る文書管理者

2 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿を、別に定める事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

(公文書ファイル管理簿への記載)

第17条 文書管理者は、毎年度少なくとも1回、管理する公文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、前条第1項各号に掲げる事項を公文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

- 2 文書管理者は、公文書管理条例第8条の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等について、移管等の措置を講じ、又は廃棄したときは、公文書ファイル管理簿における当該公文書ファイル等に関する記載を削除するとともに、当該公文書ファイル等の名称、移管等又は廃棄の日その他の必要な事項を帳簿（以下「移管・廃棄簿」という。）に記載しなければならない。
- 3 公文書ファイル管理簿又は移管・廃棄簿への記載に当たっては、記載すべき事項の全部又は一部が情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条に規定する非公開情報に該当する場合には、当該非公開情報を明示しないようにしなければならない。

1 公文書ファイル管理簿の意義と機能

- (1) 公文書ファイル管理簿は、公文書管理条例第1条に定めるとおり、「県の

諸活動に関する公文書が県民共有の財産であり、公文書の適正な管理が情報公開の基盤である」との認識の下に作成されるべき帳簿であるとともに、職員が適正かつ効率的に業務を行うための管理帳簿として調製するものである。

- (2) 公文書ファイル管理簿の主な機能は、次のとおりである。
- ア 保有公文書情報に関する県民と県との情報共有化のための機能
 - イ 公文書の作成・取得から廃棄等までの現況の管理のための機能
 - ウ 意思決定の判断材料である情報の検索のための機能
 - エ 公文書の管理状況の検証のための機能
 - オ 歴史的文書とすべき予定又は廃棄予定を明らかにする機能

2 公文書ファイル管理簿の調製・公表

- (1) 総括文書管理者は、当該実施機関における公文書ファイル管理簿を調製し、本庁等の別に定める事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表する。
- (2) 知事部局等の旧文書管理制度においては、情報公開制度の適正な運用に資するため、文書管理システムに登録された文書の表題を公文書目録検索システムによりインターネットで公表する措置が講じられてきたが、文書管理システムに登録されない紙文書や文書管理システム以外のシステムにより管理されている文書が多く存在するなど体系的な保有文書情報の提供が十分にできているとはいがたい状態であった。
- (3) 公文書管理条例に基づく公文書管理制度においては、その形態が紙文書であろうと各種の業務システムにより保存される電子文書であろうと、その保有情報は、一元的に管理し、その結果、検索から漏れることがないようにしなければならない。
- (4) なお、情報公開制度の運用等に際し、保有文書の公文書性が、公文書ファイル管理簿への記載の有無のみで判定されるようなことがあってはならないことは、いうまでもない。
- (5) また、当初は職員個人が職務上のメモとして保有している文書であっても、その後の状況で公文書として取り扱う必要が生ずるという場合も考えられ、そのような文書は、その時点から公文書として登録されるべきである。

3 公文書ファイル管理簿への記載

- (1) 実施機関は、公文書管理条例第9条第1項の規定により、毎年度、公文書ファイル管理簿の記載状況について知事に報告することとされており、毎年度末時点の現況を管理簿に記載しなければならないこととする。

(2) 公文書管理条例第7条第1項の規定に基づき、公文書ファイル等の名称等をそのまま記載すれば非公開情報が含まれることとなる場合には、名称を一般化するなど、公文書ファイル管理簿に非公開情報を明示しないよう記載を適宜工夫する必要がある。

(例：「〇〇氏カルテ」→「平成〇年度初診内科カルテ」)

(3) 公文書管理条例の施行の際現に実施機関が保有する公文書ファイル等に係る公文書ファイル管理簿への記載、公文書ファイル管理簿の供覧及び公表については、実施機関は、公文書管理条例の施行の日から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならない。

4 公文書ファイル管理簿の様式例

公文書ファイル管理簿の様式例は、次のとおりである。

【様式例】

作成・取得 年度等	分類		名 称 (小分類)	作成・取 得者	起算日	保存期間
	大分類	中分類				
2020 年度	総務	照会・回答	〇〇実態調査	◇◇部 × ×局△△ 課長	2021. 4. 1	5 年
2020 年度	総務	公文書管理	公文書ファイル管理簿	◇◇部 × ×局△△ 課長	2021. 4. 1	無期限
2019 年度	補助金	訴訟	補助金返還請求事件	◇◇部 × ×局△△ 課長	未定	事件完結 後 10 年
2020 年度	認可	認可設置	□□設置認可	◇◇部 × ×局△△ 課長	2021. 4. 1	認可の効 力消滅後 5 年

保存期間 満了日	媒体の種別	保存場所	管理者	保存期間満 了時の措置	備考
2026. 3. 31	紙	事務室	◇◇部 × × 局△△課長	廃棄	
なし	電子	文書管理システム	◇◇部 × × 局△△課長	—	
未定	紙	事務室	◇◇部 × × 局△△課長	廃棄	
未定	紙	事務室	◇◇部 × × 局△△課長	移管	

<作成・取得年度等欄>

文書作成取得日の属する年度を記載する。暦年、事業年度等の単位を用いて記載することもできる。

<分類欄及び名称欄>

所在検索の手掛かりにするため、大分類、中分類、小分類の三段階の階層構造とする。小分類は公文書ファイル等の名称とし、名称欄に当該名称を記載する。

＜作成・取得者欄＞

文書作成取得日における文書管理者を局、部、課が分かるような役職名で記載する（個人名は記載しない）。

＜起算日欄＞

当該公文書ファイル等の保存期間の始期の年月日を記載する。

不確定であった起算日が確定した場合は、「未定」の記載を確定した日に更新する。

＜保存期間欄＞

当該公文書ファイル等に設定された保存期間を記載する。

公文書ファイル等の保存期間を延長する場合は、延長前の保存期間に延長分の保存期間を加えた通算の保存期間に更新する。

＜保存期間満了日欄＞

当該公文書ファイル等に設定された保存期間の満了する日を記載する。

公文書ファイル等の保存期間を延長する場合は、延長前の保存期間満了日に延長分の保存期間を加えた新たな保存期間満了日に更新する。

＜媒体の種別欄＞

当該公文書ファイル等の保存媒体の種別（紙、電子等）を記載する。長期保存の観点等から媒体変換を行った場合は、記載を更新する。

＜保存場所欄＞

当該公文書ファイル等の所在検索の目安となる程度に「事務室」、「全庁共用文書庫」、「文書管理システム」等の別で記載する。保存場所を変更した場合は、記載を更新する。

＜管理者欄＞

当該公文書ファイル等を現に管理している文書管理者を役職名で記載する。変更を行った場合は、適切に記載を更新する。

＜保存期間満了時の措置欄＞

公文書管理条例第5条第5項に基づき定められた公文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置（移管等又は廃棄）を記載する。

＜備考欄＞

公文書ファイル等の保存期間を延長する場合は、備考欄に当初の保存期間満了日及び延長期間を記載する。

その他適宜参考となる事項、例えば、公文書ファイル等の中に未公表著作物がある場合の開示に関する著作者の意思表示の有無等、文書管理や公文書公開事務を行う上で参考となる事項を記載する。

第7 移管等、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第18条 文書管理者は、公文書ファイル等について、別表第2に定める設定基準に従い、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、移管等又は廃棄のいずれかの措置をとるかを定めなければならない。

(移管等又は廃棄)

第19条 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、前条の規定による定めに基づき、移管等の措置を講じ、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、保存期間1年未満の公文書ファイル等を保存期間が満了したものとして廃棄しようとするときは、当該公文書ファイル等が第14条第2項各号に該当しないかを確認しなければならない。

(保存期間の延長)

第20条 文書管理者は、次の各号に掲げる公文書ファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等の保存期間を延長しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 情報公開条例第5条第1項に規定する公開請求があったもの 同条例第10条第1項に規定する公開決定又は同条第2項に規定する非公開決定(以下この号において「非公開決定」という。)(同条例第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。)の日の翌日から起算して1年間
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定による開示の請求があったもの 同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該公文書ファイル等について現に請求、争訟等の対象となっているもの 当該請求、争訟等の処理に必要な期間

2 文書管理者は、保存期間が満了する公文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて当該公文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

1 保存期間が満了したときの措置

- (1) 文書管理者は、公文書ファイル等について、別表第2に定める設定基準に従い、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- (2) 知事以外の実施機関における「一般の利用に供する歴史資料としての保存の措置」の内容は次のいずれかとし、次のいずれを公文書管理規則に定めるかについては、知事と協議するものとする。
 - ア 兵庫県公館県政資料館（公文書館）において一般の利用に供する歴史資料として知事に移管する。
 - イ 実施機関において一般利用のルールを定めることとして、公文書と区分して保存する。

2 移管等又は廃棄

- (1) 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、移管等又は廃棄しなければならない。
- (2) 公文書ファイル等の保存期間の満了日及び保存期間が満了したときの措置については、公文書ファイル等管理簿の記載事項として公表される。
- (3) 公文書の廃棄については、誤廃棄等に厳しい目が注がれているところであり、各実施機関においては、その年度末に保存期間が満了する公文書ファイル等の情報が一覧できるようにするなど、公文書ファイル等の廃棄等に関する情報を開示しなければならない。

3 保存期間の延長

- (1) 公文書ファイル等のうち、監査、検査等の対象となっているもの、訴訟又は不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、公開請求又は開示請求の対象となっているもの等については、あらかじめ設定された保存期間が満了した場合であっても、当該各号に定める期間が経過する日までの間、保存期間が継続しているものとして、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。
- (2) また、文書管理者は、職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができるが、その必要性、延長する期間及び延長の理由については、適切に判断しな

ければならない。

- (3) 職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、漫然と保存期間を延長することは、適正かつ効率的な行政を推進する上で支障となるものである。
- (4) なお、公文書ファイル等の保存期間を延長した場合は、公文書ファイル管理簿の保存期間の満了日の記載を更新する必要がある。

4 劣化した紙文書の保管

劣化した紙文書のうち、保存期間満了時の措置を移管とするものについて、次のいずれにも該当する場合は、移管するまでの間、兵庫県公館県政資料館で保管の措置をとることができるものとする。

- (1) 許認可等に関する文書（許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書）
- (2) スキャナ等で適切に読み取ること等により、電子媒体に変換し、当該電子媒体を写しとして管理することで、業務において使用することができる文書

第8 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

第21条 文書管理者は、自ら管理責任を有する公文書の管理状況について、毎年度少なくとも1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、必要があると認めるときは、公文書の管理状況について監査を行うものとする。

3 総括文書管理者は、第1項の点検又は前項の監査の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

第22条 文書管理者は、公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなつた場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告)

第23条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理状況について、毎年度、知事に報告するものとする。

1 点検・監査

(1) 文書管理者は、自ら管理責任を有する公文書の管理状況をチェックし、必要に応じて改善を図るものとする。点検時期は、年度ごとの公文書ファイル管理簿への記載、知事への管理状況の報告の時期に合わせて行うことが効率的である。

【点検項目の例】

- ・ 作成すべき公文書が適切に作成されているか。
- ・ 文書管理者は、公文書ファイル等の保存場所を的確に把握しているか。
- ・ 公文書ファイル等の保存場所は適切か。
- ・ 個人的な執務の参考資料は、職員各自の机の周辺のみに置かれているか。
- ・ 公文書ファイル等は、識別を容易にするための措置が講じられているか。
- ・ 公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間満了日及び保存場所等が公文書ファイル管理簿に適切に記載されているか。
- ・ 移管すべき公文書ファイル等が適切に移管されているか。

- ・ 廃棄するとされた公文書ファイル等は適切に廃棄されているか。
- ・ 誤廃棄を防止する措置は採られているか。
- ・ 職員に対する日常的指導は適切になされているか。
- ・ 異動や組織の新設・改正・廃止に伴う事務引継の際、適切に公文書ファイル等が引き継がれているか。

(2) 監査は、総括文書管理者又はこれを補佐する副総括文書管理者が、必要に応じて行うこととする。

2 紛失等への対応

- (1) 公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることから、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。
- (2) 総括文書管理者は、上記報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために、必要な措置を講ずる。
- (3) 公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄の状況については、管理状況の報告事項となる。

3 管理状況の報告

- (1) 公文書管理条例第9条第1項に基づき、総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告する必要がある。
- (2) 知事は、(1)のほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言を行うことができる。

第9 研修

(研修)

第24条 総括文書管理者は、職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 文書管理者は、総括文書管理者その他の機関が実施する公文書の管理に関する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

- 1 適正な文書管理を確保するためには、公文書管理条例や公文書管理規則のようなルールが整備されれば足りるというものではない。現に崇高な理念の下に公文書等の管理に関する法律が定められているにもかかわらず、適正でない公文書の管理が行われた事案が発生しており、国においては、「職員一人ひとりが職責を明確に自覚し、誇りを持って文書を作成し、文書に愛着を持って適切な管理を行い、堂々と後世に残していくという意識を醸成する必要がある」と厳しく襟を正すべきとの認識が示されている。
- 2 各職員が高い意識の下、公文書管理条例に基づき適正な文書管理を行うためには、文書管理に関する知識及び技能を習得させ、又は向上させるための研修の実施が不可欠である。
- 3 そのため、総括文書管理者は、職員の文書管理に関する知識及び技能の習得又は向上のため、必要な研修を行い、文書管理者は、職員を研修に積極的に参加させなければならないこととする。
- 4 研修の実施は、各実施機関の義務であるが、複数の実施機関の共同で実施することも可能である。
- 5 以上のような研修に加え、OJTに資する公文書管理事務に係る手引書等の作成、電子掲示板を活用した実務質疑応答集を継続的に整備していくことが、職員の能力向上には有益である。

第10 補則

(他の法令等との関係)

第25条 法令等の規定により、文書の作成又は公文書の整理、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられているときは、当該法令等の定めるところによる。

(補則)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

II 公文書の管理における電子化の徹底

第1 決裁手続の電子化の徹底

- 1 令和2年度から、原則として、電子決裁によることとしたが、電子決裁率が大きく進展しているものではない。
- 2 I C Tを活用した業務改革を推進するため、令和2年度より、県独自の手続や国の法令等に基づく手続の押印廃止や、書面・対面規制の見直し等を実施することによって、電子決裁を推進する環境も整えられつつある。
- 3 また、文書管理システムについて、決裁に添付されるファイルをP D F化することにより連結して視認できる機能を拡充することなどにより、添付資料が多いものも電子決裁する取組も始められるなど、電子決裁の徹底を促進する動きもみられる。
- 4 電子決裁による公文書の適正管理を徹底する観点からも、職員の電子決裁への意識を高めるとともに、文書管理システムについて、電子公印機能を付加することにより、文書の起案、決裁、施行、保存までを一貫して電子で行うことが可能となる取組を進めるなど、電子決裁の徹底をさらに促進する。

第2 作成文書及び保存公文書の電子化の徹底

- 1 文書管理システムをはじめ、総務事務システム、財務会計システム、物品管理システムなど、個別の事務に係るシステムにより、電磁的記録として保存されている文書情報は増加し、協議、会議、説明等において電子文書を用いることも増加しつつある。
- 2 また、職員は、ほぼ全ての文書を業務用のパソコン等で電子的に作成していることから、法令等の定めにより紙媒体での作成が義務付けられている場合等を除き、電磁的記録により文書を作成することを公文書管理の原則とする。そして、紙文書に替え、電子文書を公文書の原本として、公文書等保存フォルダに保存する場合は、公文書原本用のフォルダを他のフォルダと区別し、情報セキュリティを確保するため、機密性、完全性及び可用性の措置を講じることを徹底する取組を推進する。
- 3 なお、手書きの紙文書であっても、スキャナで読み込んで電子化することができるなど、文書の電子化を推進する技術的な環境はかなり整っていることから、公文書の保存を電磁的記録により行うことを原則とする。
- 4 保存文書の電子化は、文書の所在確認や検索が容易であることなどのほか、低コスト、ペーパーレス、省スペース等の面でもメリットがあるが、すべての紙文書の電子化は費用や作業期間等を考慮すると現実的ではない。

効率的なテレワークの実施に資するものなど、電子化する既存の紙文書の対象等についても検討を進める。

第3 保存公文書の適正管理

- 1 各実施機関においては、紙文書ファイルが数多く存在するほか、文書管理システム、総務事務システム、財務会計システムなどの各システムによっても大量の文書情報が管理されているが、令和2年4月の公文書管理条例の施行に伴い、いかなる公文書がどこでどのような形式で管理されているかという保存公文書の情報は、公文書ファイル管理簿という統一的な形式で管理されている（I－第6（公文書ファイル管理簿））。
- 2 公文書ファイル管理簿の情報は、令和4年度より運用を開始した公文書ファイル管理簿システムに登録する環境を整えており、決裁手続の電子化の推進に合わせて、保有文書情報の検索性を高める機能の追加などの更なる取組を進める。
- 3 ただし、公文書ファイル管理簿をみると、保存期間満了時の措置が未定、保存期間が未設定、長期間保存されているなどの公文書ファイルが存在している。また、全庁共用文書庫において、借閱覧がないまま保存期間の延長が繰り返されている公文書ファイルも存在している。まずは、これらの公文書ファイルについて、歴史文書として移管すべきものかを見極めた上で、保存期間満了後の延長期間を再検討するなど、公文書の適正管理の取組を進める。

別表第1（第9条、第13条、第14条関係）

公文書の類型及び保存期間の設定基準

1 条例又は実施機関の規則（規程を含む。）の制定又は改廃に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書	30年	基本方針、基本計画、知事協議等の資料及び記録等
	イ 審議会等文書		諮詢、配付資料、議事の記録、答申、報告等
	ウ 調査研究文書		国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
(2) 条例案等の審査	審査の過程を示す文書		関係課協議資料、法制審議会資料、法制審議会における質疑等
(3) 県民意見提出手続	県民意見提出手続文書		意見募集資料（条例案骨子等）、提出された意見、提出された意見等の概要とこれに対する考え方等
(4) 関係機関との協議	協議文書		協議資料、質問又は意見及びこれらに対する回答等
(5) 条例案の作成又は規則の公布のための決裁	決裁文書		議案、公布案等
(6) 議会審議	議会審議文書		説明資料（議案説明資料、常任委員会資料等）、想定問答、答弁原稿、質疑記録等
(7) 公布・公表	公布・公表文書		知事署名原本等
(8) 解釈又は運用の基準の設定	調査研究文書		国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
	決裁文書		告示、解釈通知、逐条解説、

			ガイドライン、解釈運用の手引等
--	--	--	-----------------

2 実施機関における会議又は協議による政策の決定に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
政策の決定を伴う会議又は協議	会議・協議文書	30年	会議資料、協議資料、記録等

3 行政処分、不服申立て、訴訟その他の個人又は法人の権利義務の得喪に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間に関する立案の検討	ア 審議会等文書	10年	諮詢、配付資料、議事の記録、答申、報告等
	イ 調査研究文書		国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
	ウ 県民意見提出手続文書		意見募集資料（審査基準案、処分基準案又は行政指導指針案）、提出された意見、提出された意見の概要とこれに対する考え方等
	エ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書		審査基準案、処分基準案、行政指導指針案
	オ 標準処理期間を定めるための決裁文書		標準処理期間案
(2) 許認可等に関する事務	決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	許認可等の効力が消滅する日に係	審査案、理由等

		る特定日以 後 5 年	
(3) 不利益処 分に関する 事務	決裁文書その他当 該処分に至る過程 が記録された文書	5年	処分案、理由等
(4) 補助金等 の交付に関 する事務	ア 交付の要件に 関する文書	交付に係る 事業が終了 する日に係 る特定日以 後 5 年	交付規則、交付要綱、実施要 領、審査要領、選考基準等
	イ 決裁文書その 他交付に至る過 程が記録された 文書		審査案、理由等
	ウ 補助事業等実 績報告書		実績報告書
(5) 不服申立 てに関する 審議会等に おける検討	ア 不服申立書又 は口頭による不 服申立てにおけ る陳述の内容を 録取した文書	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	不服申立書、口頭による不 服申立ての録取書等
	イ 審議会等文書		諮詢、配付資料、議事の記録、 答申、報告等
	ウ 裁決、決定そ の他の処分をす ための決裁文書 その他当該処分 に至る過程が記 録された文書		弁明書、反論書、審理員の意 見書等
	エ 裁決書又は決 定書		裁決書、決定書等
(6) 県又は県 の執行機関 を当事者と する訴訟の 提起その他 の訴訟に関 する事務	ア 訴訟の提起に 関する文書	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後 10 年	訴状、訴えの提起又は応訴に 係る決裁文書、訴訟代理人の 選任に関する文書等
	イ 訴訟における 主張又は立証に 関する文書		答弁書、準備書面、各種申立 書、証人等調書、書証等
	ウ 判決書又は和 解調書		判決書、和解調書等

4 予算及び決算に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 歳入、歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する事務	ア 歳入、歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯 イ アに掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	30年	予算編成方針、要求書等 予算査定書等
	ウ 歳入歳出予算及び債務負担行為の配当に関する文書	10年	予算の配当要求書、予算の配当通知書等
(2) 歳入歳出決算報告その他の決算に関する事務	ア 歳入歳出決算書並びにその作製の基礎となつた意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 イ 監査委員に提出した文書 ウ 監査委員の監査を受けた結果に関する文書 エ アからウまでに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	5年	歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等 審査意見書等 調書等

5 職員の人事に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 人事記録	職員の人事に関する文書	常用	採用、昇任、昇格、処分等に関する記録
(2) 人事評価実施要綱の制定又は変更	ア 調査研究文書	10 年	国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
	イ 決裁文書		要綱案等
(3) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する事務	ア 調査研究文書	10 年	国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
	イ 計画の制定又は改廃をするための決裁文書		計画案等
	ウ 職員の研修の実施状況が記録された文書		実績等
(4) 職員の兼業の許可に関する事務	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書	許可の効力が消滅する日に係る特定日以後 3 年	申請書、通知書等
(5) 退職手当の支給に関する事務	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は 5 年のいずれか長い期間	調書等

6 その他の事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
(1) 告示の立案の検討 (1の部から5の部までに掲げるものを除く。)	ア 審議会等文書	10年	諮詢、配付資料、議事の記録、答申、報告等
	イ 調査研究文書		国、他の地方公共団体等の状況調査、関係団体等のヒアリング等
	ウ 県民意見提出手続文書		意見募集資料(告示案)、提出された意見、提出された意見等の概要とこれに対する考え方等
	エ 決裁文書		告示案等
	オ 公示に関する文書		公報原稿等
(2) 組織及び定員に関する事務	組織及び定員の要求及び決定に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び意思決定に至る過程が記録された文書	10年	組織要求書、定員要求書、知事協議等の資料及び記録、定員管理計画等
(3) 栄典又は表彰に関する事務	決裁文書及び伝達の文書	10年	選考基準、選考案、伝達、受章者名簿等
(4) 議会における審議 (1の部から5の部までに掲げるものを除く。)	議会審議文書	10年	説明資料、想定問答、答弁原稿、質疑記録等
(5) 審議会等における審議 (1の部から5の部までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	10年	諮詢、配付資料、議事の記録、答申、報告等

く。)			
(6) 公文書の管理	ア 公文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書	常用（無期限）	公文書ファイル管理簿等
	イ 公文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	30年	移管・廃棄簿等

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった県政に関する基本方針又は県政上的重要な事項に係る意思決定及びこれらに至る過程が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会等に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告、意見等が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 県民意見提出手続文書 県民意見提出手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 5 決裁文書 意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を実施機関の意思として決定し、又は確認した文書
- 6 議会審議文書 議会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、議会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の議会審議に関する文書
- 7 審査基準 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準及び行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第5条第1項の審査基準
- 8 処分基準 行政手続法第2条第8号ハの処分基準及び行政手続条例第12条第1項の処分基準
- 9 行政指導指針 行政手続法第2条第8号ニの行政指導指針及び行政手続条例第34条の事項
- 10 標準処理期間 行政手続法第6条の標準的な期間及び行政手続条例第6条の標準的な期間

- 11 許認可等 行政手続法第2条第3号の許認可等及び行政手続条例第2条第1項第4号の許認可等
- 12 不利益処分 行政手続法第2条第4号の不利益処分及び行政手続条例第2条第1項第5号の不利益処分
- 13 補助金等 県が県以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第11条第3項の規定による歳出予算の節の区分が負担金、補助及び交付金に属するものとして交付するもの
- 14 特定日 保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日
(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが適當であると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 15 審議会等 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合

別表第2（第18条関係）

保存期間が満了したときの措置の設定基準

第1 基本的考え方

- 1 公文書管理条例は、公文書の適正な管理を確保し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とし(第1条)、また、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨定めている（第4条）。
- 2 また、このように作成され、保存される公文書のうち、一定の公文書については、その保存期間が満了した後も、一般の利用に供するための歴史資料として保存すべきことを定めている（第5条及び第8条）。
- 3 これらを踏まえ、第2の選別基準IからIVまでのいずれかに該当する文書は、「一般の利用に供するための歴史資料として保存すべきもの」とし、実施機関から知事に移管し知事が兵庫県公館県政資料館において歴史資料としての保存の措置を講ずるか、又は実施機関において独自に歴史資料としての保存の措置を講ずるものとする。

第2 一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき文書の選別基準

- | |
|--|
| I 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書 |
| II 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書 |
| III 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書 |
| IV 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書 |

- 1 Iの文書について、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。
 - (1) 県の機関の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する情報が記録された文書
 - (2) 経緯も含めた政策の検討過程や決定並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された文書
- 2 IIの文書について、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。
 - (1) 県民の権利及び義務の法令上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準、指針等の設定に関する経緯も含めた情報が記録された文書
 - (2) 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する情報

る情報が記録された文書

- (3) 県民からの不服申立てや県又は県の機関を当事者とする訴訟の提起等に関する情報のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する情報が記録された文書

3 IIIの文書について、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- (1) 政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等に関する情報が記録された文書

- (2) 政策が県民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査の結果、県の広報に関する情報が記録された文書

- (3) 自然環境に関する観測結果等、その動態に関する情報が記録された文書

4 IVの文書について、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- (1) 県及び市町の区域の変遷、自然災害、事件等の重大な出来事に関する情報が記録された文書

- (2) 学術の成果及びその顕彰、文化、芸術又は技術の功績等のうち重要なものに関する情報が記録された文書

第3 公文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置の設定基準等

1 別表第1に掲げる事項に係る文書の保存期間満了後の措置は、上記選別基準に基づき、次の表に定めるとおりとする。

(1) 条例又は実施機関の規則（規程を含む。）の制定又は改廃に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間満了後の措置
ア 立案の検討	(ア) 立案基礎文書	移管等
	(イ) 審議会等文書	
	(ウ) 調査研究文書	
イ 条例案等の審査	審査の過程を示す文書	
ウ 県民意見提出手続	県民意見提出手続文書	
エ 関係機関との協議	協議文書	
オ 条例案の作成又は規則の公布のための決裁	決裁文書	
カ 議会審議	議会審議文書	
キ 公布・公表	公布・公表文書	
ク 解釈又は運用の基準の設定	調査研究文書	
	決裁文書	

(2) 実施機関における会議又は協議による政策の決定に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間満了後の措置
政策の決定を伴う会議 又は協議	会議・協議文書	移管等

(3) 行政処分、不服申立て、訴訟その他の個人又は法人の権利義務の得喪に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間満了後の措置
ア 審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間に関する立案の検討	(ア) 審議会等文書 (イ) 調査研究文書 (ウ) 県民意見提出手続文書 (エ) 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書 (オ) 標準処理期間を定めるための決裁文書	移管等
イ 許認可等に関する事務	決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	次の文書は移管等、 その他の文書は廃棄 (ア) 公益法人等の設立又は廃止、指導監督等に関する文書 (イ) 重要な公益事業に関する文書
ウ 不利益処分に関する事務	決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	廃棄
エ 補助金等の交付に関する事務	(ア) 交付の要件に関する文書 (イ) 決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 (ウ) 補助事業等実績報告	移管等 廃棄 廃棄

	書	
オ 不服申立てに関する審議会等における検討	(ア) 不服申立て又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 (イ) 審議会等文書 (ウ) 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 (エ) 裁決書又は決定書	法令の解釈、政策立案等に影響を与えた事件に関する文書は移管等、その他の文書は廃棄
カ 県又は県の執行機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する事務	(ア) 訴訟の提起に関する文書 (イ) 訴訟における主張又は立証に関する文書 (ウ) 判決書又は和解調書	法令の解釈、政策立案等に影響を与えた事件に関する文書は移管等、その他の文書は廃棄

(4) 予算及び決算に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間満了後の措置
ア 歳入、歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する事務	(ア) 歳入、歳出、繰越明許費、債務負担行為、地方債等の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯 (イ) (ア)に掲げるもののか、予算の成立に至る過程が記録された文書 (ウ) 歳入歳出予算及び債務負担行為の配当に関する文書	予算に関する重要な経緯が記録された文書は移管等、その他の文書は廃棄
イ 歳入歳出決算報告その他の決算に関する事務	(ア) 歳入歳出決算書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が	決算に関する重要な経緯が記録された文書は移管等、その他の文書は廃棄

	記録された文書	
	(イ) 監査委員に提出した文書	
	(ウ) 監査委員の監査を受けた結果に関する文書	
	(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書	

(5) 職員の人事に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間満了後の措置
ア 人事記録	職員の人事に関する文書	廃棄
イ 人事評価実施要綱の制定又は変更	(ア) 調査研究文書	
	(イ) 決裁文書	
ウ 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する事務	(ア) 調査研究文書	
	(イ) 計画の制定又は改廃をするための決裁文書	
	(ウ) 職員の研修の実施状況が記録された文書	
エ 職員の兼業の許可に関する事務	許可の申請書及び申請に対する許可に関する文書	
オ 退職手当の支給に関する事務	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	

(6) その他の事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間満了後の措置
ア 告示の立案の検討((1)の部から(5)の部までに掲げるものを除く。)	(ア) 審議会等文書	
	(イ) 調査研究文書	
	(ウ) 県民意見提出手続文書	

	(イ) 決裁文書 (オ) 公示に関する文書	
イ 組織及び定員に関する事務	組織及び定員の要求及び決定に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び意思決定に至る過程が記録された文書	移管等
ウ 栄典又は表彰に関する事務	決裁文書及び伝達の文書	次の文書については、移管等、その他の文書は廃棄 (ア) 叙位、叙勲又は褒章の選考・決定に関する文書 (イ) 重要な表彰に関する文書
エ 議会における審議 ((1)の部から(5)の部までに掲げるものを除く。)	議会審議文書	移管等
オ 審議会等における審議 ((1)の部から(5)の部までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	移管等
カ 公文書の管理	(ア) 公文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき公文書 (イ) 公文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	移管・廃棄簿については移管等、その他の文書は廃棄

備考 この表における用語の意義は、別表第1の備考に定めるとおりとする。

2 次の表の左欄に掲げる事項に係る歴史資料として保存すべき文書の具体例は、右欄に定めるとおりとする。

事項	歴史資料として保存すべき文書の具体例
政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等について、これらの制度を所管する機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・年間実績報告書等 ・施行状況調査・実態状況調査 ・意見・勧告 ・その他これらに準ずるもの
国際会議	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関に関する会議又は知事等が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書
統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書 ・広報資料 ・知事記者会見録 ・知事等の事務引継書

3 個別の重大事案に係る公文書については、第2のIからIVまでのいずれかに該当するものと考えられるため、別表第1において廃棄とされている場合であっても保存すべきこととする。その具体例は、次のとおりとする。

(1) 災害及び事故事件への対処

(例) 阪神・淡路大震災、JR福知山線脱線事故、東日本大震災 等

(2) 県政に係る新たな仕組みの構築

(例) 参画と協働、情報公開条例の制定、行財政構造改革 等

(3) 歴史的催事

(例) 国民体育大会、国際会議 等

4 知事の決裁を受けた事案に関する文書については、第2のIからIVまでのいずれかに該当するものと考えられるため、原則として保存すべきこととす

る。

- 5 1から4までに記載のないものに関しては、第1の基本的考え方によらして、各実施機関において個別に判断するものとする。
- 6 「一般の利用に供するための歴史資料として保存すべきもの」とされている文書が含まれている公文書ファイル等は、全て移管等の措置をする。